

【資料 1】

次期計画策定に向けたスケジュールと方向性

次期計画策定スケジュール

【資料1】

国・県・市の次期計画策定スケジュール（案）

	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
神戸市	食育推進計画（第3次）			期間延長			食育推進計画（第4次）			期間延長			食育推進計画（第5次）				
兵庫県	食育推進計画（第2次）	食育推進計画（第3次）			食育推進計画（第4次）			食育推進計画（第5次）									
国	第3次食育推進基本計画			第4次食育推進基本計画			第5次食育推進計画										

次期計画策定スケジュール

【資料 1】

神戸市の次期計画策定スケジュール（案）

R7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
スケジュール	現計画の評価、数値目標状況の分析											
	次期計画に向けて検討（ヒアリング・庁内および有識者）											
こうべ食育推進 調整会議										○		
R8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
スケジュール	現計画の評価、数値目標状況の分析											
	次期計画の方向性 検討（庁内および有識者）				次期計画素案の検討							
こうべ食育推進 調整会議										○		
R9年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
スケジュール	パブコメ実施		計画の策定				新計画の推進					
こうべ食育推進 調整会議			○ (6月、7月どちらかで実施予定)							○		

現計画における国・県・市の施策体系

【資料1】

国 第4次食育推進計画

【重点事項】

国民の健康の視点

1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

- ・健康寿命の延伸
- ・自然に健康になれる食環境づくり

社会・環境・文化の視点

2 持続可能な食を支える食育

- ・食と環境の調和：環境の環（わ）
- ・農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化：人の輪（わ）
- ・日本の伝統的な和食文化の保護・継承：和食文化の和（わ）

横断的な視点の視点

3 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

- ・デジタル技術の有効活用
- ・食に関する意識向上

神戸市食育推進計画（第4次）

【取り組みの方向性】

I.健康なからだと豊かなところをつくる食育の推進

- ・生涯を通じた健全な食生活の実践の支援
- ・保育所、幼稚園、学校等で食を通じた健全育成に取り組みます
- ・食べ物を大切にする気持ちを育みます

II.こうべの自然の恵みと食文化を伝える食育の推進

- ・「食都神戸」事業における地産地消の推進を図ります
- ・郷土料理や行事食などの食文化を継承します

III.食の安全・安心の確保

- ・食の安全・安心についての知識を広め、リスクコミュニケーションの推進を図ります
- ・安全・安心な農産物生産の取組拡大を目指します
- ・「食を選択する力」を身に着的けるための情報発信を図ります

IV.食育推進運動と連携・協力体制の強化

- ・全市一体となった食育推進運動を展開します
- ・食品関連事業者等との連携による食環境づくりを推進します
- ・デジタル（オンライン）を活用した食育情報を発信します

兵庫県食育推進計画（第4次）

【優先して取り組むべき課題(重点事項)】

県民の健康の視点

- #### 1 子どもとその親、若い世代の食育力の強化
- ― 特に15～30歳代の若者や子どもの親への食育推進、若い女性のやせ対策

県民の健康の視点

- #### 2 地域で支え、つなげる食育推進
- ― 健康寿命の延伸につながる食育推進、希望する人が共食できる場づくり、食環境づくり

社会・環境・文化の視点

- #### 3. 持続可能な食への理解を促進するための食育推進
- ― 食の循環、環境への影響、食文化のさらなる継承と活動支援

横断的な視点

- #### 4 時代のニーズに応じた食育活動の推進
- ― 在宅時間を活用した食育推進、新しい生活様式やデジタル化に対応した食育推進

食育基本法及び食育推進基本計画に基づく食育の推進

○食育の取組は、食育基本法及び食育推進基本計画に基づき推進。**食育基本法では、食育の基本理念や方向性等**が示されており、食育推進基本計画では、状況等に応じた重点事項（課題）等を設定。

食育基本法

- ・ 食育は、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」もの。（略）生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎。
- ・ 国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、（略）地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与すること
- ・ 国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、（略）心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、（略）食育の推進に取り組んでいくこと

第4次食育推進基本計画（令和3～7年度）の重点事項

- （1）生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- （2）持続可能な食を支える食育の推進
- （3）「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進
 - ・ これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

第5次食育推進基本計画における重点事項の設定に向けて

（現状・課題）

- 改正食料・農業・農村基本法には、消費者の役割が規定され、食料・農業・農村基本計画には、学校等での食育の強化や「大人の食育」の推進等の食育の推進が位置づけられたところ。
- 第4次食育推進基本計画の目標の達成に向けては、改善が進んでいない事項も多く、また、取組主体によっては、食育の取組状況に差も見られるところ。このため、改めて、**国民運動として食育を実践**していく必要がある。
- そのような中で、特に以下のような課題が顕在化。
 1. 家庭や地域での**健全な食生活の実践が困難な場面の増加**
 2. 食の在り方の変化等に伴う**大人の食生活の乱れ**
 3. 国民の食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、**生産者と消費者の関係が希薄化**

（重点事項の設定）

- 第5次食育推進基本計画では、今後5年間（令和8～12年度）、特に取り組むべき重点事項を以下の通り、設定してはどうか。

<重点事項の方向性>

- （1）**学校等での食や農に関する学びの充実**
 - （2）**健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進**
 - （3）**国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大**
- これらの取組を推進して定着させるために、**情報発信の強化**や**取組の見える化**、**PDCAサイクルによる施策の見直し・改善**、**行動変容に向けた気運の醸成**等を検討